

福島第二原子力発電所 1～4号機の保全計画の変更届出について

平成 24 年 3 月 16 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所は、電気事業法にもとづく「保安規程*¹ 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）」の保全計画を策定し、本日、経済産業省へ同計画の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。

具体的には、当所 1～4号機は、東北地方太平洋沖地震以降、プラントが停止状態にあることから、原子炉の冷温停止を安定的に維持するために必要となる系統・機器について、「特別な保全計画*²（長期保管計画）」を策定したものです。

今後、本計画にもとづき、プラントの冷温停止維持に係わる設備等の保全活動を実施し、信頼性の維持・向上に努めてまいります。

以 上

<添付資料>

- ・福島第二原子力発電所 1～4号機の保全計画変更の概要

* 1 保安規程

事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、電気事業法第 42 条にもとづき、事業者自らが基本的な事項を定めて、国に届け出ているもの。

保安規程は、事業用電気工作物の種類ごと〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く）〕と〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕に定めている。

また、保全計画は平成 21 年 4 月 1 日以降に定期検査を開始するプラント毎に、順次、保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕の別紙として定めることとしている。

* 2 特別な保全計画

地震や長期点検等のために当初計画を超え長期停止となった場合、設備全般に対する長期保管対策や比較的広範な機器に対し追加的な点検等を実施するような場合などに、特別な保全計画の策定が必要となる。

福島第二原子力発電所 1～4号機の保全計画変更の概要

1. 保全計画の変更届出について

福島第二原子力発電所 1～4号機は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震以降、プラントが停止状態にあることから、原子炉の冷温停止を安定的に維持するために必要となる系統・機器の特別な保全計画（長期保管計画）等を策定し、平成 24 年 3 月 16 日、経済産業省原子力安全・保安院へ保全計画の変更の届出を行った。

2. 特別な保全計画（長期保管計画）の基本的な考え方

原子炉の冷温停止を安定的に維持するために、運転あるいは機能維持が要求される系統・機器については、従来の点検計画に準じた保全を講ずるものの、通常運転中の系統構成ではないため、それぞれの系統・機器の運転状況を考慮した保全を実施していく。なお、冷温停止維持および発電所維持運営に必要な設備については、現況維持や水抜き等の措置を実施していく。

(1) 機能維持の対象とする設備

- ・「緊急事態応急対策の実施状況に係る報告」における「冷温停止の維持に必要な設備」および保安規定遵守に係わる設備。（冷温停止維持設備）
- ・上記以外で発電所維持運営に必要な設備。（発電所維持運営設備）

(2) 機能維持のために実施する事項

- ・設備が健全であることを確認するため、異常検知が可能な状態監視方法（状態監視技術、定期試験（自主保安試験）、巡視点検等）を適用。
- ・待機状態の健全性を確認するための自主保安試験を実施するほか、機能維持のための分解点検や開放点検など必要に応じて点検を実施。

3. 保全計画（特別な保全計画）の変更ポイント [記載例：1号機]

